

平成25年度

一般廃棄物処理実施計画

宮古島市

平成25年度一般廃棄物処理実施計画

I、総則

1 趣旨

この一般廃棄物処理実施計画は、平成18年3月に策定した宮古島市一般廃棄物処理基本計画の推進及び実施のために必要な平成25年度のごみの減量・資源化及び適正な処理を図るために必要な事項を定めるものとする。

2 計画区域

宮古島市全域

3 計画期間

平成25年4月1日から平成26年3月31日

II、一般廃棄物の排出状況

1一般廃棄物（ごみ）の発生量の見込み

一般廃棄物の種類		主な品目	年間排出量（トン/年）		
			家庭系	事業系	合計
燃やせるごみ		紙くず・プラスチック類・布類など	9,797	4,097	13,894
資源ごみ	カン・ビン・金物・危険物・乾電池	カン類・ビン類・陶磁器・金物類・針金・金属鍋・コード類・乾電池・割れガラス・割れビン・ライター・カミソリ・カッター・刃物など	821	201	1,022
	ペットボトル・発泡トレイ 発泡スチロール	ペットボトル・キャップ・刺身トレイ・惣菜トレイ・発泡スチロール	187	30	217
	廃食油		5		5
	紙類	新聞紙・チラシ・段ボール・本・雑誌・容器包装紙類・牛乳パック・てんぷら油(植物系)など	928	15	943
粗大ごみ		(大) テーブル・机・ソファ・畳・カーペット・障子・オーディオセット・ゴルフセット・オルガン・エレクトーンなど (小) 自転車・三輪車・一輪車・ベビーカー・物干竿・釣り竿・ブラインド・ゴルフクラブ・布団・バック・扇風機・掃除機・炊飯器・アイロン・ミキサー・電気ストーブ・ワープロ・キーボード・スピーカー・ドライヤー・時計・	684	47	731
有害ごみ		蛍光灯、割れ蛍光灯・電球、割れ電球・水銀体温計など	2		2
生ごみ・剪定枝葉		木の枝、幹・枯葉、雑草・落ち葉など	818		818
家電4品目		エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機は販売店に引き取ってもらうか、郵便局でリサイクル料金を支払いクリーンセンターへ	110		110
その他のごみ		新聞紙・雑誌の戻りごみ・枝葉を入れた袋など	8		8
合計			13,352	4,390	17,742

1一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）の発生量の見込み

一般廃棄物の種類	年間排出量（KL）	合計（KL）
し尿	432	10,584
浄化槽汚泥	10,152	

Ⅲ. 一般廃棄物の処理主体

1 一般家庭から排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（委託）	市（直営）	焼却	市（直営）	埋立処理
資源ごみ 粗大ごみ			破碎 鉄類回収・資源化 残渣焼却		
剪定枝葉	市（委託）	上野資源リサイクルセンター	堆肥化	-	-
生ごみ				-	-
し尿	許可業者	市（直営）	稀釈・処理後 下水道施設投入	-	-
浄化槽汚泥				-	-

注) ①資源ごみは、カン、ビン、金物、危険ごみ、乾電池、新聞、雑誌、段ボール、牛乳パック、容器包装紙類を対象とする。

②施設での処理困難物は、処理専門業者での処理指導

2 事業活動に伴って排出される一般廃棄物

廃棄物の種類	収集・運搬の主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃やせるごみ	市（委託）	市（直営）	焼却	市（直営）	埋立処理
資源ごみ 粗大ごみ			破碎 鉄類回収・資源化 残渣焼却		
剪定枝葉	市（委託）	宮古島市資源リサイクルセンター	堆肥化	-	-
生ごみ				-	-
し尿	許可業者	市（直営）	稀釈・処理後 下水道施設投入	-	-
浄化槽汚泥				-	-
特別管理 一般廃棄物	排出者等	排出者等	-	排出者等	-

注) ①事業活動に伴って排出されるごみは、事業所自らの責任において適正に処理する事を原則とする。

②事業所自ら処理できない場合は、市が許可した一般廃棄物収集運搬業者に委託し、市の施設で処理を行うものとする。

③特別管理一般廃棄物(爆発性、毒性、感染性その他、人の健康又は生活環境に係わる被害を生じるおそれのあるもの)については、事業所自らの責任で適正に処理しなければならない。ただし、産汚物等については許可業者に委託することができる。

IV. ごみ処理実施計画

1ごみの排出抑制・再資源化計画

(1) 排出抑制計画

A家庭系一般廃棄物

事業名	概要
出版物等を利用した啓発	ごみ処理の実態、処理コスト、減量化・資源化の必要性や具体的な取込み方法などを周知するため、わかりやすい記事を作成し、広報紙等で広く公表する。また、ごみの分別方法や出し方等を市民や転入者へポスター、パンフレットを配布するなどして周知する。
生ごみ分別バケツの活用	各家庭における生ごみの減量・再資源化を促進するため、生ごみ分別バケツを申込者に配布する。
環境教育	ごみ減量やリサイクルを含む総合的な環境教育を行うため、市内の小学校の社会科補助教材にごみと環境との係わりについて盛り込むほか、市内の中、高校生を対象とした研修の受入れる。また、「おきなわ県民カレッジ～宮古地区広域学習サービス」の講師委嘱をうけ環境やごみ問題に関する講座を開催するなど、環境教育の充実を図る。
5 Rの推進	<p>買物の際に買物かご、買物袋等を持参するなどマイバック運動へ参加するよう呼びかける。また、再生品の使用推進、使い捨て品の使用抑制などについて出版物等を利用し広く呼びかける。あわせて、分別の指導を徹底し、リサイクルの必要性についても呼びかける等、5 Rの推進を図る。</p> <p>5 Rの概要</p> <p>①「リフューズ」断る I 購買時にレジ袋など不要なものを断る。</p> <p>②「リデュース」減らす I 食材を有効に利用するなどごみの発生を減らす。</p> <p>③「リユース」再利用する。 I 詰め替え商品を購入するなど容器を再利用する。</p> <p>④（リペア）修理する I 故障した物は修理して再利用しよう。</p> <p>⑤（リサイクル）再資源化する I 古紙をトイレットペーパーに再生し、利用する。</p>
中間処理施設視察・見学	ごみ処理の実態を身近に体験することを通じて、ごみの減量や分別の必要性について啓発するため、ごみ処理施設平良工場及び前処理施設の見学等を行う。
多量排出者への抑制啓発	多量にごみを排出する者に対し、減量・資源化の必要性を周知する。また、引越し等、一時的に多量にごみを排出する場合に関しても、排出が抑制されるよう、広報等で周知を図る。多量にごみを排出する際には分別を徹底し、一度の収集日に全てを出すのではなく、回数を分けて出すなど、収集作業に支障が生じないよう協力を求める。

(2) 再資源化計画

A 中間処理施設での処理

種類	資源化量 (単位: t)	資源化の方法
古紙類	134	新聞紙、段ボール、雑誌、紙パックをそれぞれ紐で束ねて分別収集。収集後、直接リサイクル業者へ搬入し、資源化を委託 (売却)。
容器類	びん 257	瓶、缶、ペットボトルを資源ごみとして週1回 (9地区) を収集し、ごみ焼却施設平良工場の前処理施設で機械選別及び手選別。資源化できない不適合物を取り除き、缶、ペットボトルは圧縮梱包する。圧縮後、缶類は売却。ペットボトルはリサイクル業者へ資源化処理を委託。瓶は原形のままフレコンバックに入れリサイクル業者へ処理委託 (生ビンは売却)
	缶類 286	
	ペットボトル 171	
鉄類回収	140	粗大ごみを週1回 (9地区) を収集し、ごみ焼却施設平良工場のヤード内で鉄類、可燃類に手選別。また、重機の油圧はさみカッターでも同様に仕分作業をして鉄類は資源化する。
剪定枝葉	12	各地区を週1回収集。細かい草等は袋で収集、枝葉は紐で束ね収集。収集後は宮古島市資源リサイクルセンター内ヤードへ搬入手選別で破袋する。その後、大型カッター機で破碎して堆肥化する。
生ごみ	1	平良 (A・B) 地区を週3回収集する。回収の際、収集業者が不純物を取り除き、宮古島市資源リサイクルセンターへ搬入して資源化する。

B 再資源化施設等の概要

項目	容器類	草木・生ごみ類
施設名称	平良工場前処理施設	宮古島市資源リサイクルセンター内ヤード
所在地	宮古島市平良字東仲宗根565-6	宮古島市上野字野原1190-212
処理方法	容器の選別	破袋作業・不適合物除去
選別方式	機械選別・手選別	手選別
公称能力	8 t / 日	-

2 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物の分別

排出者（市民）は、宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第1条に規定する廃棄物の排出抑制、自己管理、再使用及び再生利用、分別等の債務を遵守し、減量や資源化につとめるものとする。

市が行う家庭系廃棄物の定期収集の際は下記の表に示す分別方法を遵守し、定められた収集日の朝8時30分までに自宅の前に排出する。

(2) 家庭系廃棄物の収集運搬

市が行う家庭系廃棄物の収集運搬は下記の通りとする。なお（5）に示す排出禁止物については収集運搬を行わないものとする。

収集運搬については、委託業者・許可業者が行う。

廃棄物の種類	搬入量（t）	収集回数	収集方法	搬入先
燃やせるごみ	9,797	週3回	指定袋による各戸別収集	ごみ焼却施設平良工場
資源ごみ	缶・瓶類	週1回	各戸収集 (透明袋による収集)	ごみ焼却施設平良工場内 前処理施設及び 伊良部リサイクルセンター (ペットボトル・トレイ)
	容器類	週1回	透明袋による各戸収集	
	古紙類	週1回	各戸収集 (種類ごと束ねる)	
粗大ごみ	683	週1回	処理券貼付 (大200円・小100円)	ごみ焼却施設平良工場内 ヤード
剪定枝葉	625	週1回	各戸収集 (透明袋もしくは束ねる)	宮古島市資源リサイクルセ ンター及びヤード
生ごみ	207	週3回	平良A・B地区(各戸収集)	

注) 燃やせるごみ12台、資源ごみ10台、粗大ごみ5台、剪定枝葉4台、生ごみ4台による委託収集を行う。

(3) 事業系廃棄物の分別

宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例第6条に規定するとおり、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において処理しなければならない。ただし、処理が困難な場合は、市の許可する業者に委託することができる。また、第9条に規定する廃棄物の減量や資源化に努めるものとする。分別の方法は家庭系廃棄物に準ずる。

(4) 事業系廃棄物の収集運搬

市が行う事業系廃棄物の収集運搬は下記のとおりとする。なお（5）に示す排出禁止物については収集運搬を行わないものとする。

収集運搬については、市の許可を受けた18許可業者で収集するものとする。

廃棄物の種類	搬入量(t)	収集回数	収集方法	搬入先
燃やせるごみ	4,097	契約内容により異なる	契約内容により異なる	ごみ焼却施設平良工場
資源ごみ	245			ごみ焼却施設平良工場 前処理施設及び 伊良部リサイクルセンター
粗大ごみ	47			ごみ焼却施設平良工場 内ヤード

(5) 排出禁止物について

【a 家電リサイクル法に定められた4品目】

特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という）の趣旨に基づき、特定家庭用機器一搬廃棄物であるエアコン、冷蔵庫（冷凍庫含む）、洗濯機（衣類乾燥機含む）については、製造者のもとで適正再商品化されるよう市民に対し十分な広報・周知活動を行った上で、市による収集及び処分は行わないものとする。ただし、

【b 資源有効利用促進法で指定する再資源化製品】

資源の有効な利用の促進に関する法律に規定する再資源化商品が一般廃棄物となって物で、指定再資源化事業者による自主的な回収及び再資源化の制度が確立されている下記のものについては、市民に対し十分な広報・周知活動を行った上で、市による収集を行わないものとする。

● 廃パーソナルコンピューター

家庭での使用済みパソコンはメーカーに取引依頼する。自主政策のパソコンやメーカーがないパソコンは、一般社団法人パソコン3R推進協会に回収を依頼する。

● 小型二次電池（充電電池等）

小型二次電池リサイクルBOXを設置しているリサイクル協力店に持ち込む。

【c 廃処理法で広域認定を受けた一般廃棄物】

省令の規定に基づき環境大臣が定めた一般廃棄物であって、法の規定に基づく環境大臣の認定を受けた者による当該廃棄物を処理する制度が確立されていない認められる下記のものについては、市民に対し十分な広報・周知活動を行った上で、市による収集を行わないものとする。

● 廃二輪自動車（原動機付き自転車を含む）

国内二輪メーカー及び輸入業者の自主的取組である二輪リサイクルシステムに基づく廃棄二輪車取扱店又は指定店へ持ち込む。

● 廃消化器

廃消化器リサイクルシステムに基づく消化器取扱店に持ち込む

【d 適正処理困難物や危険物】

宮古島市の処理施設にて適正に処理できない下記の困難物・危険物に関しては、排出者が適正に処理するか、専門業者に相談するか又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。

【 処理困難物 】

●ピアノ ●LPガスボンベ ●水タンク類 ●タイヤ ●オートバイ ●ボウリングの球 ●消化器 ●ボート ●ボタン電池 ・充電式電池 ●浄化槽 ●自動車 ●火薬類 ●ペンキ類 ●オイル●耐火金庫 ●大型軟水機 ●業務用コピー機プリンター ●その他施設での処理が困難なもの

【 危険物 】

●劇薬 ●農薬 ●化学薬品 ●ガソリン ●シンナー

【e 産業廃棄物・特別管理一般廃棄物】

産業廃棄物及び特別管理一般廃棄物については、宮古島市の処理施設で処理することができない。排出者が適正に処理するか、専門業者に相談するか又は購入した店に引取りを依頼するか等の方法により適正に処理する。

注) 特別管理一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他、人の健康または生活環境に係わる被害を生じるおそれのある性状を有するもの

1. 廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジにふくまれるPCBを使用した部品
2. 病院や診療所など、人が感染し又は感染するおそれのある感染性病原体を取り扱う施設から廃出される感染性一般廃棄物であって（汚泥や廃油、廃酸、廃アルカリ、金属くず、ガラスくず）を除いたもの。

(6) 収集運搬困難物について

【a 事業系多量廃棄物】

宮古島市廃棄物の減量化の推進及び適正処理に関する条例施行規則第5条に規定するとおり、1日平均10キログラムを超え、又は一時に100キログラムを超えるものを多量廃棄物とする。前述した量の廃棄物が出る事業者には、減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬又は処分すべき場所及び処分の方法その他必要な事項を指示することができる。

【b その他収集運搬が困難な廃棄物】

収集車の積載能力や道路交通法など法定で定められた規定等を超えてしまう長さのもの、または収集運搬を行うことが困難な重いものなど、収集運搬に支障を生じるような廃棄物が出た場合には、市による収集処分を行わないものとする。

(7) 在宅医療廃棄物について

在宅医療廃棄物については市町村が処理責任を負うこととなっているが、宮古島市においては、現在収集処理をする体制が構築されておらず基本的な方向性について検討する。その際、医師会や薬剤師会等、関係団体との連携が必要となってくることから、在宅医療廃棄物について協力体制を構築する。

(8) 事業者が行うリフォーム等に伴って排出される廃棄物について

事業者が行うリフォーム等により発生した下記の廃棄物は、家庭系一般廃棄物ではないため、家庭系ごみとしては収集できない（家庭の門口から出された場合も含む）受注者の事業活動に伴って排出されたごみであるため、事業者が自己の責任により適正に処理しなければならない。自己の責任で処理することが困難な、事業系一般廃棄物と認められるものに関しては許可業者にその処理を依頼することができる。

●便器 ●流し台 ●洗面台 ●材木類 ●建具（扉等） ●その他事業活動に伴って排出されるごみ

(9) 直接搬入について

直接搬入は原則受け入れないものとする。

3 中間処理計画

(1) 処理施設の概要

a 焼却処理施設（燃やせるごみ）

施設名	ごみ焼却施設平良工場
所在地	宮古島市平良字西仲宗根565番地の1
形式	准連続式 焼却炉
公称能力	60t/16H（30t/16H×2炉）

b 前処理施設（容器類）

施設名	平良工場前処理施設
所在地	宮古島市平良字西仲宗根565番地の1
処理内容	選別資源化
形式	機械選別＋手選別
公称能力	8t/日

c 資源リサイクルセンター（草木・生ごみ類）

施設名	宮古島市資源リサイクルセンター内ヤード
所在地	宮古島市上野字野原1190-212
処理内容	破袋及び不適物除去
形式	手選別
公称能力	-

d 伊良部リサイクルセンター（ペットボトル・トレイ）

施設名	伊良部リサイクルセンター
所在地	宮古島市伊良部字佐和田908-3
処理内容	プラスチック梱包機（ペットボトル・トレイ兼用）
形式	手選別
公称能力	1.4t/日

(2) 中間処理計画

上記の施設の計画的な保守点検・補修を継続し、引き続き施設の効率的な運用を図っていくこととする。また、資源の有効利用のため、引き続き中間中間処理施設での積極的な資源回収等を図っていくこととする。

(3) 市長が指定する処理業者等について

資源ごみとして排出された紙類や中間処理で選別された資源物については、市長が指定した処理業者に資源化を委託する。

(4) 搬入される廃棄物の量（搬入者別）

区分	廃棄物の種類	搬入量（t）	処理方法
市（委託）	燃やせるごみ	9,797	焼却処理
	資源ごみ	1,936	手選別により資源化
	粗大ごみ	683	破砕後、鉄類回収、残渣物は焼却
	剪定枝葉	625	枝葉は資源リサイクルセンター（ヤード）でカッター機械で破砕し堆肥化
	生ごみ	207	原料と混合、発酵させて堆肥化
許可業者	燃やせるごみ	4,097	焼却処理
	資源ごみ	245	手選別により資源化
	粗大ごみ	47	破砕後、鉄類回収、残渣物は焼却
合計		17,637	

4 最終処分計画

(1) 最終処分場整備の基本方針

- a 今後も適正な埋め立を継続するとともに、より一層の廃棄物の減量化・資源化を図り、既設最終処分場の延命化に努めるものとする。
- b 有害物質による水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染などを生じないよう、十分な施設の管理を行う。
- c 最終処分場までの廃棄物の輸送過程で大気汚染、騒音・振動、悪臭等を生じないよう、輸送経路についても十分配慮する。
- d 継続的に環境モニタリングを実施し、その結果の公表に努める。

(2) 最終処分場の延命化

本市は2箇所の管理型一般廃棄物最終処分場（平良・川満）を有しており、これまで適正な埋立処分を行っている。

両処分場の計画埋立期間は、今後5～6年の期間となっているものの、本市としては、新たに建設するごみ焼却施設に灰溶融施設を併設し、焼却灰についてはスラグ化による資源化による資源化を計画していることから、新焼却施設の完成後は、両処分場に搬入される埋立対象ごみは大幅に減少する見込みである。

従って、今後とも両処分場を継続して使用できるよう適正な施設管理を行い、施設の延命化に努めるものとする。

(3) 最終処分場の管理運営

a 埋立ごみ及び悪臭等の飛散防止

強風等による埋立ごみの飛散や悪臭により、処分場周辺の生活環境に悪影響を及ぼすことのないように、適切な覆土管理を行うものとする。

b 水質の管理

最終処分場周辺の水環境への影響を防止するため、しゃ水工の維持管理の徹底や地下水質調査等の定期モニタリングを行い、周辺環境汚染の未然防止に努めるものとする。また、処分場内の侵出水処理施設については、定期的に機能診断等を行い、必要に応じて基幹改良等を行うなど、施設の機能維持に努めるものとする。

5 し尿・浄化槽汚泥処理実施計画

1 収集運搬計画

a 収集区域の範囲

宮古島市全域

b 収集運搬する一般廃棄物の量、収集の方法

市が行うし尿及び浄化槽汚泥の収集運搬は下記のとおりとする。収集運搬は市が許可した許可業者 1 1 社で行うものとする。

単位：kL/年

廃棄物の種類	搬入量	収集回数	収集方法	搬入先
し尿	432	随時	各戸・各事業所収集方式	宮古島市し尿等下水道投入施設
浄化槽汚泥	10,152			伊良部し尿処理施設

2 中間処理計画

a 施設の概要

施設名	宮古島市し尿等下水道投入施設
所在地	宮古島市平良字荷川取 6 4 5 番地の 2 6
受入能力	5 5 . 5 kℓ/日 (最大値)
放流能力	1 1 6 5 . 0 kℓ/日 (処理水により稀釈し下水道施設へ放流する)
放流水質	BOD・SS 6 0 0 mg/L以内 PH 5 . 7 ~ 8 . 7

施設名	伊良部し尿施設
所在地	宮古島市伊良部字佐和田 9 0 8 番地の 3
処理能力	1 0 kℓ/日
処理方式	好気性消化処理

3 生活排水処理施設の整備

a 公共下水道が整備されている区域

本市では公共下水道の整備を実施しており、下水道が整備されている区域の未接続世帯については、その解消に努める。

b 公共下水道が整備されていない区域

公共下水道が整備されていない区域については、単独浄化槽もしくは汲み取り式トイレから合併処理浄化槽への転換を図るよう、啓発に努める。